

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 国民年金法の改正規定及び厚生年金保険法の改正規定の改正

一 福祉施設に係る規定の削除

現行の福祉施設に係る規定の改正を行わず、当該規定を削除すること。

(国民年金法第四章及び厚生年金保険法第四章関係)

二 保険料の給付又は保険給付等のみへの充当

保険料は、国民年金事業及び厚生年金保険事業の事務の執行等に要する費用（三の①から⑤までに掲げる費用をいう。第二において同じ。）には充てないものとする。

(国民年金法第八十七条第一項及び厚生年金保険法第八十一条第一項関係)

三 事務の執行等に要する費用の国庫負担

次に掲げる費用は、国庫において負担するものとする。

① 国民年金事業及び厚生年金保険事業の事務の執行に要する費用

- ② 国民年金事業及び厚生年金保険事業の実施に必要な事務を円滑に処理し、被保険者等の利便の向上に資するため政府が行う電子情報処理組織の運用に要する費用
 - ③ 国民年金事業及び厚生年金保険事業の円滑な実施を図るため政府が国民年金及び厚生年金保険に関し教育及び広報等の事業を行う場合における当該事業に要する費用
 - ④ 小口の資金の貸付けを独立行政法人福祉医療機構に行わせる措置に要する費用
 - ⑤ 国民年金事業及び厚生年金保険事業の円滑な実施を図るため債権の管理及び回収並びに教育資金の貸付けのあっせんを独立行政法人福祉医療機構にその業務の特例として行わせる措置に要する費用
- (国民年金法第八十五条第二項、厚生年金保険法第八十条第二項等関係)

第二 特別会計に関する法律の改正規定の改正

国民年金事業及び厚生年金保険事業の事務の執行等に要する費用は、年金特別会計の国民年金勘定又は厚生年金勘定から当該特別会計の業務勘定に繰り入れることができないものとし、当該費用は、一般会計から年金特別会計の業務勘定に繰り入れるものとする。

(特別会計に関する法律第百十三条第六項並びに第百十四条第五項及び第六項関係)

第三 施行期日等

一 この法律は、公布の日から施行すること。 (附則第一条関係)

(注) この法律で改正する国民年金法、厚生年金保険法等の改正規定は、平成二十年四月一日から施行される。

二 国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律中その他所要の規定の整理を行うとともに、この法律の施行に伴う関係法律の整理その他必要な事項については、別に法律で定めるものとする。 (附則第二条等関係)

三 国家公務員及び地方公務員に係る被用者年金の事業の事務に要する費用の負担の在り方については、公的年金制度の一元化に際し検討が行われ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。 (附則第三条関係)